

東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運営要綱

平成 23 年 9 月 1 日
23 青総青第 624 号
改正 平成 24 年 6 月 1 日
24 青総青第 263 号
改正 平成 27 年 1 月 26 日
26 青総青第 1078 号
改正 平成 28 年 12 月 22 日
28 青総青第 878 号
改正 平成 30 年 2 月 13 日
29 青総青第 1105 号

(運営方針)

第1条 東京都推奨携帯電話端末等検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 39 年 8 月 1 日条例第 181 号。以下「条例」という。）第 5 条の 2 第 3 項及び東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成 16 年東京都規則第 98 号。以下「規則」という。）第 2 条の 3 の規定に基づき、携帯電話端末若しくは PHS 端末（以下「端末」という。）又はインターネット接続機器に利用者が付加することができる機能（以下「機能」という。）を推奨するに当たり、適切に意見を表明し、もって公正性を図るものとする。

(検討委員会の任務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項をその任務とする。

- 一 申請者が推奨を申請しようとする端末又は機能について、規則第 2 条の 2 の規定に照らし、同条各号の規定に適合するか否かについて意見を述べること。
- 二 青少年・治安対策本部長からの求めに応じ、端末及び機能の推奨基準、知事が推奨する端末及び機能に表示する標章並びに端末及び機能の推奨の周知について意見を述べること。

(検討委員会の運営方法)

第3条 検討委員会においては、申請に係る端末又は機能について申請者による仕様等の説明を受けた後、規則第 2 条の 2 の規定に照らし、委員による検討を行い、各々が意見を表明するものとする。ただし、会長が、検討委員会を招集して意見の表明をする必要がないと認める場合は、文書その他の方法により、検討委員会の議事を行うことができる。

(公開等)

第4条 検討委員会は、公開で行うものとする。ただし、第 2 条第 1 号に係る任務を行う場合及び東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）第 7 条第 3 号に規定する情報を取り扱うことが予定される場合は、検討委員会の決定により非公開とすることができる。

2 検討委員会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）第 7 条に規定する非開示情報に該当する箇所を除く。

(開催)

第5条 検討委員会は、青少年・治安対策本部長が必要と認めたときに開催する。

(会長)

第6条 検討委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月13日から施行する。